

水道法水質基準項目の検査頻度について

(平成 26 年 4 月 1 日施行) (1/3)



水道法に基づく水質検査では、一定の条件を満たしていれば、項目によって水質検査回数(頻度)を減らすこともできます。各項目の検査頻度等は下記のとおりです。

①から⑥は●がついている場合、検査回数を減らすことができます。そのための条件は3枚目をご参照ください。

	検査項目	検査頻度と検査頻度の減少について					
		①	②	③	④	⑤	⑥
1	一般細菌	月1回以上					
2	大腸菌	月1回以上					
3	カドミウム及びその化合物	年4回以上	●		●		
4	水銀及びその化合物	年4回以上	●		●		
5	セレン及びその化合物	年4回以上	●		●		
6	鉛及びその化合物	年4回以上	●			●	
7	ヒ素及びその化合物	年4回以上	●		●		
8	六価クロム化合物	年4回以上	●			●	
9	亜硝酸態窒素	年4回以上	●				
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	年4回以上					
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	年4回以上	●				
12	フッ素及びその化合物	年4回以上	●		●		
13	ホウ素及びその化合物	年4回以上	●		●		
14	四塩化炭素	年4回以上	●				●
15	1,4-ジオキサン	年4回以上	●				●
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	年4回以上	●				●
17	ジクロロメタン	年4回以上	●				●
18	テトラクロロエチレン	年4回以上	●				●
19	トリクロロエチレン	年4回以上	●				●
20	ベンゼン	年4回以上	●				●
21	塩素酸	年4回以上					
22	クロロ酢酸	年4回以上					
23	クロロホルム	年4回以上					
24	ジクロロ酢酸	年4回以上					
25	ジブロモクロロメタン	年4回以上					
26	臭素酸	年4回以上			●		
27	総トリハロメタン	年4回以上					
28	トリクロロ酢酸	年4回以上					
29	ブロモジクロロメタン	年4回以上					
30	ブロモホルム	年4回以上					

水道法水質基準項目の検査頻度について (平成 26 年 4 月 1 日施行) (2/3)



	検査項目	検査頻度と検査頻度の減少について						
			①	②	③	④	⑤	⑥
31	ホルムアルデヒド	年 4 回以上						
32	亜鉛及びその化合物	年 4 回以上	●			●		
33	アルミニウム及びその化合物	年 4 回以上	●			●		
34	鉄及びその化合物	年 4 回以上	●			●		
35	銅及びその化合物	年 4 回以上	●			●		
36	ナトリウム及びその化合物	年 4 回以上	●		●			
37	マンガン及びその化合物	年 4 回以上	●		●			
38	塩化物イオン	月 1 回以上		●				
39	カルシウム、マグネシウム等 (硬度)	年 4 回以上	●		●			
40	蒸発残留物	年 4 回以上	●		●			
41	陰イオン界面活性剤	年 4 回以上	●		●			
42	ジオスミン	藻類の発生時期に 併せて月 1 回以上						●
43	2-メチルイソボルネオール							●
44	非イオン界面活性剤	年 4 回以上	●		●			
45	フェノール類	年 4 回以上	●		●			
46	有機物 (全有機炭素 (TOC) の 量)	月 1 回以上		●				
47	pH 値	月 1 回以上		●				
48	味	月 1 回以上		●				
49	臭気	月 1 回以上		●				
50	色度	月 1 回以上		●				
51	濁度	月 1 回以上		●				

詳しくは、当社 分析担当者 **野上、貝森**までお問い合わせ下さい。
(フリーダイヤル0120-01-2590)



■ 事業内容 ■

- ①環境管理に伴う調査・測定・化学分析
- ②ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定
- ③水道法第 20 条に基づく水質検査
- ④製品開発・品質管理に伴う化学分析
- ⑤アスベスト分析
- ⑥絶縁油中のPCB分析
- ⑦労働衛生管理に伴う作業環境測定
- ⑧土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査



水道法水質基準項目の検査頻度について

(平成 26 年 4 月 1 日施行) (3/3)



【水質検査回数の減少について】 (1枚目および2枚目参照)

①

原水の水質変化が大きくないと認められた場合は、以下の条件で検査回数を減らすことができます(過去3年間で水源の種別、採水地点および浄水方法の変更があった場合は除く)。

- ・過去3年間の検査結果が基準値の2/10以下の場合、1年に1回以上に省略できます。
- ・過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下の場合、3年に1回以上に省略できます。

②

自動機器測定や日常点検等によって連続的に監視、測定および記録をしている場合は、年4回以上に検査回数を減らすことができます。

③～⑥

過去の検査結果が基準値の1/2以下で、下記のそれぞれの事項を勘案して検査を行う必要がないことが明らかである場合は、①および②の条件にかかわらず、検査を省略することができます。なお、検査を省略した場合であっても概ね3年に1回程度は水質検査を行い、水質の状況に変化がないことを確認することとされています。

③

原水並びに水源およびその周辺の状況。ただし、『ホウ素及びその化合物』は海水を原水とする場合、『臭素酸』は浄水処理にオゾン処理を用いる場合、消毒に次亜塩素酸を用いる場合は除く。

④

原水、水源およびその周辺並びに「水道施設の技術的基準を定める省令」第1条第14号の薬品等および第1条第17号の資機材等の使用状況。

⑤

原水並びに水源およびその周辺の状況。ただし、地下水を水源とする場合は、近傍の地域における地下水の状況を含む。

⑥

原水並びに水源およびその周辺の状況。ただし、湖沼等水が停滞しやすい水域を水源とする場合は、2項目を産出する藻類の発生状況を含む。